

横浜市瀬谷区総合庁舎及びニッ橋公園整備事業
入札説明書等変更対照表

平成 19 年 9 月 11 日

横浜市

横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業／入札説明書等第2回変更対照表

書類名	別	頁	第(条)	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後								
入札説明書		3	2	2	(1)	①				庁舎施設	<table border="1"> <tr> <td>対象施設</td> <td>施設規模等</td> </tr> <tr> <td>庁舎施設</td> <td>講堂約 500 人収容</td> </tr> </table>	対象施設	施設規模等	庁舎施設	講堂約 500 人収容	<table border="1"> <tr> <td>対象施設</td> <td>施設規模等</td> </tr> <tr> <td>庁舎施設</td> <td>(講堂約 500 人収容)</td> </tr> </table>	対象施設	施設規模等	庁舎施設	(講堂約 500 人収容)
対象施設	施設規模等																			
庁舎施設	講堂約 500 人収容																			
対象施設	施設規模等																			
庁舎施設	(講堂約 500 人収容)																			
入札説明書		4	2	2	(3)	②					② 業務範囲 選定事業者が行う本事業の業務範囲は次のとおりである。 (以下余白)	(余白削除)								
入札説明書		5	2	2	(3)	②	ア	(イ)	d		d. 工事監理業務(建設の工事監理業務、解体及び撤去工事の工事監理業務) (以下余白)	(余白削除、以下1～2頁ずつ頁が変更)								
入札説明書		30	7	1	(1)					「サービス対価の構成」	(表中の罫線)	(表中の罫線を一部削除)								
入札説明書	2	39		1	(2)					第三者機関による評価	選定事業者は、 <u>公会堂の維持管理業務及び運営業務に関する評価を第三者機関へ依頼のうえ行うものとする。</u> 第三者機関による評価は、維持管理・運営期間内に3回以上とする。	選定事業者は、維持管理業務及び運営業務に関する評価を第三者機関へ依頼のうえ行うものとする。第三者機関による評価は、維持管理・運営期間内に3回以上とする。								
要求水準書		13	3	2	(1)	①				庁舎施設	<table border="1"> <tr> <td>対象施設</td> <td>施設規模等</td> </tr> <tr> <td>庁舎施設</td> <td>講堂約 500 人収容</td> </tr> </table>	対象施設	施設規模等	庁舎施設	講堂約 500 人収容	<table border="1"> <tr> <td>対象施設</td> <td>施設規模等</td> </tr> <tr> <td>庁舎施設</td> <td>(講堂約 500 人収容)</td> </tr> </table>	対象施設	施設規模等	庁舎施設	(講堂約 500 人収容)
対象施設	施設規模等																			
庁舎施設	講堂約 500 人収容																			
対象施設	施設規模等																			
庁舎施設	(講堂約 500 人収容)																			
要求水準書		38	5	1	(2)					造成計画	(追加)	・自由広場の地盤高と東側道路(市道瀬谷 143 号)の現況地盤高は出来る限り同程度とすること。								
要求水準書		39	5	1	(3)					動線計画	・公園の主要出入口は、東側道路に面するものとする。但し、交差点部分には設けないこと。	・公園の主要出入口は、東側道路に面するものとし、自由広場及び園路と東側道路の接する箇所については、スムーズな出入はもとより、バリアフリーや防災などに配慮した計画とすること。但し、交差点部分には設けないこと。								

書類名	別	頁	第(条)	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後								
要求水準書		39	5	1	(4)	①				広場	・「自由広場」は現況と同等程度、かつ、ゲートボール2面程度が確保できる平場を確保すること。	・「自由広場」は現況と同等程度、かつ、ゲートボール2面程度が確保できる平場を確保し、 <u>平坦で十分な広さを有する広場</u> とすること。								
要求水準書		42	7	4						各種申請業務	本事業で必要と思われる主な事前協議及び手続きは次のとおりである。選定事業者は、関係機関と十分協議を行った上で手続きを行うこと。	本事業で必要と思われる主な事前協議及び手続きは次のとおりである。なお、次の表中の申請時期は <u>目安とし</u> 、選定事業者は、関係機関と十分協議を行った上で手続きを行うこと。								
要求水準書		69	11	12	(4)					第三者機関による評価	選定事業者は、 <u>公会堂の維持管理業務及び運営業務</u> に関する評価を第三者機関へ依頼のうえ行うものとする。第三者機関による評価は、維持管理・運営期間内に3回以上とする。	選定事業者は、維持管理業務及び運営業務に関する評価を第三者機関へ依頼のうえ行うものとする。第三者機関による評価は、維持管理・運営期間内に3回以上とする。								
要求水準書	6	8								別紙6 必要諸室及び仕様(区役所) 子育て家庭支援担当事務室	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>局所排気換気</td> </tr> <tr> <td>子育て家庭支援担当事務室</td> <td>○</td> </tr> </table>	名称	局所排気換気	子育て家庭支援担当事務室	○	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>局所排気換気</td> </tr> <tr> <td>子育て家庭支援担当事務室</td> <td>(削除)</td> </tr> </table>	名称	局所排気換気	子育て家庭支援担当事務室	(削除)
名称	局所排気換気																			
子育て家庭支援担当事務室	○																			
名称	局所排気換気																			
子育て家庭支援担当事務室	(削除)																			
要求水準書	6	13								別紙6 必要諸室及び仕様(区役所) 公園トイレ	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>動線・配置計画に関する留意事項</td> </tr> <tr> <td>公園トイレ(男子、女子、多目的)</td> <td>・各階に配置</td> </tr> </table>	名称	動線・配置計画に関する留意事項	公園トイレ(男子、女子、多目的)	・各階に配置	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>動線・配置計画に関する留意事項</td> </tr> <tr> <td>公園トイレ(男子、女子、多目的)</td> <td>(削除)</td> </tr> </table>	名称	動線・配置計画に関する留意事項	公園トイレ(男子、女子、多目的)	(削除)
名称	動線・配置計画に関する留意事項																			
公園トイレ(男子、女子、多目的)	・各階に配置																			
名称	動線・配置計画に関する留意事項																			
公園トイレ(男子、女子、多目的)	(削除)																			
要求水準書	8	1								別紙8 必要諸室及び仕様(消防署) 消毒室	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>使用目的</td> </tr> <tr> <td>消毒室</td> <td>・受付窓口</td> </tr> </table>	名称	使用目的	消毒室	・受付窓口	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>使用目的</td> </tr> <tr> <td>消毒室</td> <td>(削除)</td> </tr> </table>	名称	使用目的	消毒室	(削除)
名称	使用目的																			
消毒室	・受付窓口																			
名称	使用目的																			
消毒室	(削除)																			

書類名	別	頁	第(条)	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後												
要求水準書	8	2								別紙8 必要諸室及び仕様(消防署) 消防車庫 防火衣収納庫	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>その他・設備特記事項</td> </tr> <tr> <td>消防車庫 防火衣収納庫</td> <td>ホイス</td> </tr> </table>	名称	その他・設備特記事項	消防車庫 防火衣収納庫	ホイス	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>その他・設備特記事項</td> </tr> <tr> <td>消防車庫 防火衣収納庫</td> <td>ホイス(定格荷重1t以上、 象印SAP-K2530 同等以上)</td> </tr> </table>	名称	その他・設備特記事項	消防車庫 防火衣収納庫	ホイス(定格荷重1t以上、 象印SAP-K2530 同等以上)				
名称	その他・設備特記事項																							
消防車庫 防火衣収納庫	ホイス																							
名称	その他・設備特記事項																							
消防車庫 防火衣収納庫	ホイス(定格荷重1t以上、 象印SAP-K2530 同等以上)																							
要求水準書	8	3								別紙8 必要諸室及び仕様(消防署) 厨房	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> </tr> <tr> <td>厨房</td> </tr> </table>	名称	厨房	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> </tr> <tr> <td>消防厨房</td> </tr> </table>	名称	消防厨房								
名称																								
厨房																								
名称																								
消防厨房																								
要求水準書	8	5								別紙8 必要諸室及び仕様(消防署) 食堂	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> </tr> <tr> <td>食堂</td> </tr> </table>	名称	食堂	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> </tr> <tr> <td>消防食堂</td> </tr> </table>	名称	消防食堂								
名称																								
食堂																								
名称																								
消防食堂																								
要求水準書	8	6								別紙8 必要諸室及び仕様(消防署) 洗面室・脱衣室・浴室(男子)(女子)	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>特殊排水</td> </tr> <tr> <td>洗面室・脱衣室・浴室(男子)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>洗面室・脱衣室・浴室(女子)</td> <td>○</td> </tr> </table>	名称	特殊排水	洗面室・脱衣室・浴室(男子)	○	洗面室・脱衣室・浴室(女子)	○	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>特殊排水</td> </tr> <tr> <td>洗面室・脱衣室・浴室(男子)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>洗面室・脱衣室・浴室(女子)</td> <td>(削除)</td> </tr> </table>	名称	特殊排水	洗面室・脱衣室・浴室(男子)	(削除)	洗面室・脱衣室・浴室(女子)	(削除)
名称	特殊排水																							
洗面室・脱衣室・浴室(男子)	○																							
洗面室・脱衣室・浴室(女子)	○																							
名称	特殊排水																							
洗面室・脱衣室・浴室(男子)	(削除)																							
洗面室・脱衣室・浴室(女子)	(削除)																							
要求水準書	18	1								別紙18 瀬谷区総合庁舎各課動線・相関関連図	(凡例追加)	<u>黄色網掛け</u> 土曜・休日開庁の課・場所 (1 頁右下の凡例欄に追加)												
要求水準書	46	2								別紙46 選定事業者が設置する什器備品一覧	(一部変更)	(詳細は別紙46の黄色網掛け欄をご参照ください。)												

書類名	別	頁	第(条)	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後												
要求水準書	57									別紙 57 選定事業者が廃棄する什器備品一覧	(一部追加)	(No 欄と廃棄する什器備品の追加。詳細は別紙 57 の黄色網掛け欄をご参照ください。)												
要求水準書	58									別紙 58 市が移設予定の什器備品一覧	(追加)	別紙 58 市が移設予定の什器備品一覧												
要求水準書	59									別紙 59 各課男女人数	(追加)	別紙 59 各課男女人数												
様式集	6-2									様式 6-2	※5 基準金利は、平成 19 年 8 月 28 日(火)の午前 10 時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)としてTelerate17143 ページに掲示されている 6 月 LIBOR ベース 15 年物(円/円)金利スワップレートとします。	※5 サービス購入料Aの基準金利は、平成 19 年 8 月 28 日(火)の午前 10 時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)としてTelerate17143 ページに掲示されている6か月LIBORベース2年物(円/円)金利スワップレートとします。サービス購入料B1 及びB2 の基準金利は午前 10 時現在の東京スワップレファレンスレート(TSR)としてTelerate17143 ページに掲示されている6か月LIBORベース15年物(円/円)金利スワップレートとします。												
様式集	6-3									様式 6-3	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">サービス購入料A</td> </tr> <tr> <td>既存施設解体</td> <td>道路整備</td> </tr> <tr> <td>公会堂</td> <td>第一期</td> </tr> </table> (上記項目をサービス購入料B1へ移動)	サービス購入料A		既存施設解体	道路整備	公会堂	第一期	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">サービス購入料B1</td> </tr> <tr> <td>既存施設解体</td> <td>道路整備</td> </tr> <tr> <td>公会堂</td> <td>第一期</td> </tr> </table>	サービス購入料B1		既存施設解体	道路整備	公会堂	第一期
サービス購入料A																								
既存施設解体	道路整備																							
公会堂	第一期																							
サービス購入料B1																								
既存施設解体	道路整備																							
公会堂	第一期																							
様式集	6-4									様式 6-4	(一部変更)	(詳細は様式 6-4 の黄色網掛け欄をご参照ください。)												
様式集	8-3	3								様式 8-3	<table border="1"> <tr> <td>部門</td> <td>室名</td> </tr> <tr> <td>全体共用</td> <td>(追加)</td> </tr> </table>	部門	室名	全体共用	(追加)	<table border="1"> <tr> <td>部門</td> <td>室名</td> </tr> <tr> <td>全体共用</td> <td>管理員室</td> </tr> </table>	部門	室名	全体共用	管理員室				
部門	室名																							
全体共用	(追加)																							
部門	室名																							
全体共用	管理員室																							

書類名	別	頁	第(条)	章	節	号	大	中	小	項目名	変更前	変更後
特定事業仮契約書(案)		8	17	1						基本設計の完了	第 17 条 乙は、建設施設の基本設計 <u>図書</u> の <u>作成完了</u> 後、…	第 17 条 乙は、建設施設の基本設計の完了後、…
特定事業仮契約書(案)		9	18	1						実施設計の完了	第 18 条 乙は、建設施設の実施設計 <u>図書</u> の <u>作成完了</u> 後、…	第 18 条 乙は、建設施設の実施設計の完了後、…
特定事業仮契約書(案)		41	123	1	(1)					違約金等 (1) 全ての 本施設の引 渡前に解除 された場合	設計・建設の対価の総額(ただし、これに対する消費税を含み、支払利息に相当する金額は除く。)の 100 分の 10 に相当する額	引渡前の本施設に係る設計・建設の対価の総額(ただし、これに対する消費税を含み、支払利息に相当する金額は除く。)の 100 分の 10 に相当する額
特定事業仮契約書(案)		41	123	1	(2)					違約金等 (2) 全ての 本施設の引 渡後に解除 された場合	解除の日が属する事業年度の維持管理の対価及び修繕の対価の総額(ただし、これに対する消費税を含む。)の 100 分の 10 に相当する額	解除の日が属する事業年度の維持管理・運営の対価の総額(ただし、これに対する消費税を含む。)の 100 分の 10 に相当する額
特定事業仮契約書(案)	3	50									(1頁余白)	(1頁余白削除、以下 1 頁ずつ頁が変更)
特定事業仮契約書(案)	6	55		1	(2)					第三者機関による評価	乙は、 <u>公会堂</u> の維持管理業務及び運営業務に関する評価を第三者機関へ依頼のうえ行うものとする。第三者機関による評価は、維持管理・運営期間内に 3 回以上とする。	乙は、維持管理業務及び運営業務に関する評価を第三者機関へ依頼のうえ行うものとする。第三者機関による評価は、維持管理・運営期間内に 3 回以上とする。
特定事業仮契約書(案)	7	63 64		1	(1)					「サービス対価の構成」	(表中の罫線)	(表中の罫線を一部削除)